

翻
刻

「因州湖山三七景舟行」

一、上野忠親『木鼠翁随筆』（鳥取県立図書館郷土資料室所蔵）卷之十第二百五十六
「因州湖山三七景舟行」を翻刻する。

一、漢字・仮名とも、原則として現行の字体に統一した。

一、文字の大小の比率、配置は原本と異なる。

一、改行、濁点、ふりがなは原本に従った。

一、朱墨が用いられている次の部分は赤で示した。

第二百五十六（二行目）

○（二行目「因州湖山三七景舟行」の上

読点

朱引

第二百五十六

○因州湖山三七景舟行 但淨瑠璃ノ文作

漕出す、湖水はるかに吹あらし、松原しらふ琴の音に、岸うつ波の荒田にて、くたけてものを岩本や、青嶋瀬崎影おちて、入日の雲の引わたり、まいつたなひくちきり嶋ころしも今は春すぎて、青葉かくれに藤嶋の、咲そふ蔭はおのつから、玉をつらぬく白糸の、簾のおもひにこかれぬる、煙にほひの柏木や、引手あまたに猫嶋の、昔こひしき心地して、雲にそひゆる有さまは、龍か崎とや飯嶋を、さほさす歌の高すみて、不動か崎をふしおかみ、珠数の粒嶋くる間のみ、北か崎なる菰崎、おしわけ出る月影は、野嶋湖山に照そひて、かの洞庭の秋の月、三津の浦半のなかめにも、いかで是にはまさるへき、福井の郷を漕すきて、帰る船路と三津か崎、樹の間かくれの倉見なる、西の小崎にさしとゝむ、

愚考曰、予廿二三ノ頃、吉岡エ御湯治ナサレ、御供ニ参ケルニ、河内守様一日松原トイフ所ヨリ御舟ニメサレ、湖中ニ七浦七嶋ト云ル名アリ、委細ヲ尋サセ給フ、篙工申上ルハ、七浦、一二岩本、二ニ松原、三ニ荒田、四ニ高住、五ニ福井、六ニ湖山、七ニ倉見、七嶋、一二青嶋、二ニ野嶋、三ニ飯嶋、四ニ藤嶋、五ニ膝嶋、六ニ猫嶋、七ニ粒嶋、七崎、一二瀬崎、二ニ龍カ崎、三ニ三津カ崎、四ニ北カ崎、五ニ不動カ崎、六ニ菰崎、七ニ西ノ小崎、是ヲ申ト云テ、御舟ヲ其処々々ニ付ヨセテ御覧ニ入

奉レリ、ソレヨリ加露エ御舟ヲ遣ケル、時ニ仰セケルハ、唯今ノ嶋浦崎ノ名、篙工ノ申上タルヲ、何レソ残リナク記得スルヤト問セラル、一ツ二ツハヲホヘテ申上ケレ共、七浦七嶋七崎ノ如キ、名目多キ事ハ、何ニテモ文句ニ作り云ヲホヘヌレハ、イツマテモ忘レヌモノ也、時ノ慰ミニ此浦島ノ名ヲ淨瑠璃ノ道行ノ文句ニ作り、加路エ着岸スルマテ二作り、御茶屋ニテ清書シテ出セト御所望アリ、湖水ヨリ御茶屋マテ一里許モアランカ、流れ川ヲ下ル舟ナレハ、御着岸ニ程ナシ、河内守様ハ淨瑠璃ハ御キラヒ、予モ好マヌ事ハ兼テシラセ給フニ、此日ハ例ノ詩トモ連歌トモ御意ナク、思モ寄サル淨瑠璃ニハ甚コマリ入タルナリ、定メテコマリ入ナント思召テノ、御ナクサミトナラデハ察セラレス、ワツカナル小船ノ中ナレハ、御膝ト膝ト程チカク、料紙ヲトリテ聖命貴命ノ御アツラヘ、大カタ七歩ノ詩ヲ作りタル古人ノ心モカクヤアラン、余リ骨髓ニ徹リテ倒惑セシ故ニ、此事ヲハ能オホヘテ居ルナリ、何事モ皆ムカシガタリニナリヌ、